警察が行なう児童の一時保護について

発出年月日:昭和47.5.15

文書番号:沖例規防28

公表範囲:全文

改正 平成19.12沖例規務8

警察が児童福祉法第33条第1項の規定により、児童相談所の委託を受けて、児童に一時保護を加える場合については、次の事項に留意し運営上遺憾のないようにされたい。

なお、この一時保護の性格について別添写しのとおり、昭和25年7月31日付厚生省児童局長から各都道府県知事あて「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」の通知が出されているので、参考に資すること。

記

1 警察が児童に一時保護を加える場合

児童福祉法第33条により一時保護を加える必要のある児童を警察官または警察職員が発見し、もしくは一般人から警察に引継ぎを受けた場合で、児童相談所が遠隔の地にありまたは夜間にわたる等のため、児童相談所がただちに当該児童を引取ることが出来ない時は警察において一時保護を加えることができる。

2 保護の場所

警察において児童の一時保護を行なう時は、保護室を使用するものとし、鍵をかける場合には児童の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。児童の一時保護に使用する保護室は通常の部屋に準じて造られたものに限るものとし、留置施設の留置室を代用することはできない。

3 保護の期間

警察が児童に一時保護を加える期間は、原則として児童に一時保護を加えたときから24時間を越えないこと。ただし、交通その他真にやむを得ない事情がある場合はこの期間を延長することができる。

なお、期間が24時間を越える場合においても児童の一時保護は、法に基づき児童相談所長の委託 を受けて加えられるものであるから、警察官等職務執行法第3条3項の適用外である。

別添省略